

## 第6回 規制改革推進会議 議事概要

1. 日時：令和2年5月18日（月）9:59～10:45
2. 場所：オンライン会議
3. 出席者：
  - （委員）小林喜光議長、高橋進議長代理、大石佳能子、大槻奈那、大橋弘、佐久間総一郎、佐藤主光、菅原晶子、高橋滋、武井一浩、竹内純子、谷口綾子、中室牧子、南雲岳彦、夏野剛、御手洗瑞子
  - （政府）北村大臣、西村大臣、大塚副大臣、藤原政務官  
山崎内閣府事務次官、田和内閣府審議官
  - （事務局）井上規制改革推進室長、彦谷規制改革推進室次長、林規制改革推進室次長、大野参事官、大森参事官、小見山参事官、小室参事官、長瀬参事官、吉岡参事官、赤坂企画官、藤山企画官
4. 議題：
  - （開会）
    1. 一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大に向けた意見について
    2. 書面規制、対面規制の見直しについて
  - （閉会）

○小林議長 おはようございます。

時間となりましたので、「規制改革推進会議」第6回会合を開催いたします。

本日は、オンライン会議となります。岩下委員、新山委員、水町委員が御欠席でございます。

本日は、北村大臣、西村大臣、大塚副大臣、藤原政務官に御出席いただいております。

まず、北村大臣、一言御挨拶をお願いいたします。

○北村大臣 おはようございます。

一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の中にあつて、再びこうして皆様の貴重なお時間を頂くことについて、心から感謝を申し上げます。

本日は、4月22日付でお願いしていた、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟からの対面手続や押印を含む書面手続の見直しに関する御要望とその御要望に対する各府省庁からの回答を踏まえた対応方針について、御意見を頂きたく存じます。

私は、日本のあらゆる分野の生産性向上のためには、政府部門の手続をはじめ、各種手

続を技術の進展に見合う使いやすいものに仕立て直していくことが大事であろうと考えております。

現在も、テレワークを実施している企業において、押印のためだけに出勤しているケースが多くあるとお聞きしております。今般の新型コロナウイルスの対応を機に、押印原則、対面原則、また、書面原則など、国民・企業の円滑な活動を妨げかねない制度の、速やかな、かつ、徹底的な点検・見直しの御議論を、皆様方をお願いできればと考えておるところでございます。

あわせて、一般用医薬品への転用、いわゆるスイッチOTC化の促進についても、御議論いただきたく存じます。

本日も、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○小林議長 どうもありがとうございました。

西村大臣、一言、御挨拶をお願いいたします。

○西村大臣 おはようございます。

今、北村大臣から御挨拶がありましたように、この書面主義や押印原則、対面主義を一掃して、デジタル化を進めることが大事だと思っております。せっかくテレワークが進んできたのに、判子を押すためにわざわざ会社に行かなければいけないとか、あるいは、これは民間の商慣習だと思いますが、請求書が送られてきて封を開けにしなければいけないので会社に行きますとか、こんなことはやめなければいけないと思っております。

政府も、御指摘されているように、保健所が毎日の検査数などを手書きで書いてファックスで送っていたと。全ての保健所が一斉に送るものだから、それが混雑して、届かなかったり、混乱して数値を間違えていたりということがあります。ようやくオンラインでネットで送るようになっていきます。

マイナンバーカードを使つての10万円の給付についても、暗証番号を忘れた方が、スマホで簡易に対応できるわけですが、それができずに、わざわざ市区町村の窓口に行つて何時間も待たなければいけない。無駄なことを本当に続けていますので、これは規制の面と民間の商慣行の面、我々政府が、デジタル化、ワンスオンリー、ワンストップでできるようにしなければいけない面、それぞれありますけれども、我々側のほうは我々が責任を持って対応していきたいと思っておりますので、規制改革推進会議では、その様々な規制について、今回、この機を契機として一気に社会変革を進めていくという観点から御議論いただければありがたいと思っております。

多くの方が、小林会長のように、武蔵野の森を歩きながら、散歩しながらスマホで会議に参加して、まさに自然の中で自由な発想で会議ができる、そんな社会を、全員ができるように、全ての人ができるように、ぜひつくっていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林議長 どうもありがとうございました。

西村大臣は、国会対応の御準備がございまして、ここまでの御参加となります。どう

もありがとうございました。

○西村大臣 申し訳ないです。

よろしく申し上げます。

○小林議長 それでは、議題1「一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大に向けた意見について」に進みたいと思います。

医療・介護ワーキング・グループの大石座長より御説明をお願いいたします。

○大石委員 皆さん、おはようございます。

医療・介護ワーキング・グループ座長の大石です。

当ワーキング・グループでは、今期の重点課題として、一般用医薬品の選択肢の拡大を掲げました。

医療機関任せの医療から脱却し、セルフメディケーションの実践を促すという観点、また、一般用医薬品の開発・販売の活性化によりグローバルでの医薬品市場獲得を目指すという観点から、スイッチOTC化の促進について議論を行ってきました。

スイッチOTC化については、これまでも拡大に向けていろいろな取組がされてきたという経緯がありますが、実績は非常に低調なままになっておりますので、今後、さらなる取組を促していく必要があることから、資料1を御覧いただきたいのですが、そのとおりに意見をまとめております。

まず、「（1）スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について」です。

スイッチOTC化の取組は、専ら医薬品等の審査を行う厚生労働省の担当部局によって行われています。このために、安全性・有効性の視点に加えて、セルフメディケーションの促進、医薬品産業の活性化などの視点を含めた取組が十分に行われていないという指摘があります。

このため、こうした広範な視点からスイッチOTC化の取組を促進するために、厚生労働省における部局横断的な体制を整備すべきだと考えております。

続きまして、「（2）一般用医薬品への転用の促進」についてです。

平成28年4月に、評価検討会議がスイッチOTC化の促進を目的として設置されました。しかしながら、この会議のメンバーは医師が大半を占め、スイッチOTC化された場合のリスク等に議論が偏り、セルフメディケーションの促進という観点から本来されるべき必要性や国民の利便性や保険財政への影響などの経済性のベネフィットについて考慮されているとは言えない議論が続いてまいりました。この結果、評価検討会議でスイッチOTC化について可とされた成分のうち、現在に至るまで上市に至ったスイッチOTCは1成分のみという状況です。これはフルナーゼ点鼻薬という2019年11月に発売されたものです。なので、スイッチOTCを促進するという本来の目的は果たせていません。

このために、以下の事項を実施すべきだと考えています。まず、評価検討会議の役割と運営はスイッチOTC化の可否を決定するのではないことを明確にすること。また、2番目、医療従事者に偏っているメンバー構成を見直すこと。3つ目、安全性に加えて必要性や経

済性のベネフィットの視点も鑑みたスイッチOTC化をするに当たっての条件を設定し、目標を設定した上でPDCAを回して進捗を図ること。4番目、全会一致が原則とされているのですが、この合意形成の在り方自体を見直すこと。また、申請プロセスにおいても、製薬企業が直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化すべきであると思っています。また、販売するとき、いろいろな販売条件を課されるのですが、製造販売承認時には、このような販売条件については、真に必要なもののみ限定すべきだと考えています。

また、スイッチOTCだけではなくて、一般用検査薬、いわゆるOTCで買える検査薬への転用の促進についてです。

平成26年の一般原則の見直しによって、検討手順などが示されました。しかしながら、検体については採取に関して侵襲性がないものが適当であるとされていることから、それ以降、スイッチOTC化が可とされたものは、排卵日予測検査薬、1種類のみでございます。

このため、以下のことを実施すべきだと思っています。まず、近年の技術進歩や必要性や経済性等のベネフィットの視点も踏まえて、スイッチOTC化が可能と考えられる検査薬の種類、患者の状態や薬局・薬剤師の役割についての議論・検討の上で具体化すべきです。その際には、血液検体を用いた検査薬のOTC化の可否を含めた一般原則の見直しについても検討すべきだと考えております。また、個別製薬会社から承認申請であっても、医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が可能であることを明確化すべきだと考えています。

以上が、意見書の概要です。

私からの報告は、以上でございます。

よろしく申し上げます。

○小林議長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問なり御意見をお願いいたします。

どうぞ。大橋委員。

○大橋委員 どうもありがとうございます。

基本的には、内容としては、これまでのワーキング・グループの議論を反映していただいたと思っているのですが、1点、ちょっと気になる点は、意見書を実効性のあるものにするためには、実施期限を明らかにしなければいけない。これは、今後の課題としてですけれども、思います。

そうでないと、企業としても、多分こうしたOTCを出そうとするのは年に1回ぐらいしかチャンスがない中で、一体いつこれができるのかということが分からないと、かなりの投資リスクになって、結局のところは進まないということになりかねないのではないかと考えています。

そういう意味で、意見書ののち、速やかに実施期限を決めていただくことをぜひ進めていって頂きたいと思っています。

以上です。

ありがとうございます。

○小林議長 大石座長。

○大石委員 ありがとうございます。

私も期限は絶対に必要だと思っていまして、現段階は、厚生労働省とこの意見書に基づいて議論をしているのですが、まだ考え方に非常に大きな隔たりがある状況でございます。ここから先、詰めていって、最終的には、答申に載せる段階では、もう少し先方にも歩み寄っていただき、また、期限もきっちり決めて載せていきたいと思っております。

御意見をありがとうございました。

○大橋委員 よろしく願いいたします。

○小林議長 ほかにございますか。

ないようですので、規制改革推進会議の意見として決定いたしまして、本日の会議後に公表いたす予定でございます。

それでは、議題2「書面規制、対面規制の見直しについて」でございます。

前回の会議におきましても、書面規制、押印、対面規制の見直しの必要性、方向性につきまして、御議論を頂いたわけでございますけれども、このたび、日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟の4団体から、新型コロナウイルスの感染防止の観点からテレワークを推進するための緊急要望を頂いておりますので、本日は、要望事項を踏まえまして、コロナ危機への緊急対応と制度的対応につきまして、高橋議長代理から対応の方針を御説明していただいた後で、議論をしていきたいと考えています。

まず、高橋議長代理から説明をお願いいたします。

○高橋議長代理 資料2「書面規制、押印、対面規制の見直しについて（案）」を御覧いただきたいと思えます。

経済4団体からの緊急要望について、事務局が膨大な量の項目を整理して各府省に検討をお願いし、回答を受けました。各府省からの回答は、本日、内閣府規制改革推進会議のホームページで公表することとなっております。これらの要望は多岐にわたるものでありますけれども、行政手続に関するものと民間の商慣習等による手続に関するものに分けて今後の対応方針について整理させていただきました。

1. 行政手続に関するものですが、まず、各府省から、緊急対応として法令に基づかない押印は求めないなど、一定の措置を行うとの回答があったものについては、速やかに実施していただくとともに、関係者への周知をしていただきたいと考えております。他方で、回答の中には、政府全体の方針に従うとするものとか、さらなる検討の余地があると考えられるものが多くあります。これらについては、まず、緊急対応として、手続の類型、すなわち、社会保険、各種証明書、安全規制に関する報告等、業法に基づく届出等、税、補助金等の申請、会計などに分けた上で、具体的な見直しの基準を示して各省に再検討を促してはどうかと考えております。その上で、各省には、できるだけ早く具体的な対応を実

施していただきたいと考えております。その後、制度的対応が必要なものについても順次議論を進めていきたいと思っております。

具体的には、ペーパーの（１）～（９）に示しているように、今回の要望を大まかに分類して、その類型ごとに基本的な考え方を整理しています。例えば、（１）社会保険や労働関係については、行政と事業者は継続的にやり取りを行っており、押印で本人確認をする必要性が低いと考えられます。押印を原則不要化するとともに、手続の簡素化が必要であると考えます。また、中期的対応としては、ワンスオンリーの徹底などをした上で、オンライン化を進める必要があります。このほかにも、行政手続の性格に応じ、安全規制に関する届出等、営業許認可を受けた後の業法に基づく報告等、行政による実地調査等が行われる場合、本人確認書類の提出が別途行われる場合、申請、交付決定、成果報告など、多段階で手続が行われる場合など、押印による本人確認の必要性は低いと考えられる場合をもう少し具体的に示して、各省に再検討を促したいと考えています。また、（８）ですけれども、行政内部には押印の慣行が根強く残っています。例えば、会計書類のうち、契約書については、法律、会計法で押印が求められています。それ以外の領収書や見積書、納品書等についても、慣行的に押印が求められています。行政が率先して見直しの取組を進めてもらいたいと考えております。

２．民間の商慣行等については、３つの対応に整理しています。１点目として、テレワークの推進のためには、社内、他社との関係の双方において、デジタル化を前提に、仕事のやり方の抜本的見直しが必要、民間と行政とが共同して取組を進めてはどうかと考えています。２点目としては、特に要望が多かった、不動産、金融、会社法等の一般法関係の分野については、法令上の制度見直しも含め、重点的に各省に取組を求めてはどうかと考えております。３点目としては、電子的に書面のやり取りを行う際に、本人認証や文章の真正性担保のための有効な手段として電子署名が存在していますが、これまで実務での利用は極めて低調であります。利用拡大に向けた周知徹底とともに、クラウドを活用した電子署名は認められていないなどの課題の解決が必要と考えています。

本日は、このような整理をお示ししておりますけれども、今後の取組について幅広く御議論いただければと思います。

以上です。

○小林議長 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換の時間とさせていただきたいと思っておりますが、どなた様でも結構です。御意見をお願いいたします。

まず、夏野委員、よろしく申し上げます。

○夏野委員 ありがとうございます。

判子について、特にこの行政手続に関するものを本当に子細に網羅していただいて、本当にありがとうございます。これはすごく大きなメッセージになると思います。

問題は、「２．民間の商慣行等による手続に関するもの」ですが、この中の２．（１）

ですね。2. (2)、2. (3)については、このとおりだと思います。2. (1)も、もちろんこのとおりなのですが、これだけ出ていても、民間はなかなか動かないと思うのですね。民間の中では、どうしても、契約書関係、契約関係については、コンサバティブにやるほうが得であるという認識が広く広まっておりますので、ここに関してはワーキング・グループでも民事訴訟法228条の解釈の話で法務省さんから御説明いただいたりしたので、この民訴法の228条の話、押印そのものの位置づけ、手続とか、契約書、請求書、納品書、こういったものの押印の位置づけを、法務省さんなり、あるいは、ほかの省庁との連名で、ガイドラインあるいはQ&Aの形で文章で発出していただけると、実効性が物すごく大きくなると思います。

実際に、法務省さんと経産省さんが株主総会の在り方のQ&Aという文書を発出していたことで、この6月の株主総会の在り方は民間は一気に動いておりますので、政府からこの2. (1)に関して、何らかの文書をぜひ発出していただきたいと強くお願いしたいと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

次、佐久間委員、お願いします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

まず、この規制改革推進会議で議論して早速実現した総会関係、単独の計算書類等のウェブ開示が認められたということですね。関係者の皆様に感謝したいと思います。特に法務省の方には、大変お時間のない中、御苦勞いただき、ありがたいと思っています。

さらにということで申し訳ないのですが、この押印をなくすというのは当然極めて重要なのですが、これは一つの事項に関していろいろな手続があって、どこかで押印が要求されている、義務化されているというのが残ると、結局はリモートワークができなくなることなので、そういう意味で、まだ丹念に見ていかなければならないということがあると思います。

例えばということなのですが、別にこの資料の修正ではありません。資料の中に、この2. 民間の商慣習等というところの(2)に、会社法関係、取締役会議事録の取締役押印とありますが、この取締役会議事録そのものは電子署名でできるのですが、代表取締役の登記のときには、実印の全取締役・監査役の押印などが必要になってくるということなので、会社法というよりは、登記のところで制度が変わらない限り、結局は押印が必要になるということです。総会の関係でいうと、多分6月末総会で、ほとんどの会社はそこで代取選定をやられます。そうすると、その会社が一斉に登記準備に入り得る。今のままだと、みんな押印をしなければいけません。当然日本の会社は300万近く、株式会社も何百万社とあるわけですから、その人たちは全部押印しなければいけないということで、これは非常に大きい問題です。

そういうことで、登記関係もぜひ全面的に押印をなくすということで取り組む必要があ

るだろうと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

次は、菅原委員、お願いします。

○菅原委員 ありがとうございます。

まず、私も先ほど夏野委員がおっしゃっていたガイドライン化は非常に重要だと思います。社内の手続などについては、各企業等がトップダウンで動かし、各種原則を見直していけばよいと思いますが、他者との取引における書面契約や押印などは法的義務がないとしても横並び的、慎重な対応が多い。もう一つ、取引関係、契約関係でいえば、裁判、訴訟リスクへの不安がある。予見可能性を高めていくことで商慣行は変わっていくので、そのためにもガイドラインを作り促進することが有効だと思います。

中小企業のインフラ整備として何かサポーターティブな政策が必要です。また、大企業と中小企業の取引などの関係でいう独禁法の優越的地位の濫用のようなイメージでのガイドラインなどが出てくると、より促進するのではないのでしょうか。

最後に、事務局の皆さんには、今回、短時間で多数の案件を整理、対応いただきまして、どうもありがとうございました。

○小林議長 ありがとうございます。

次は、南雲委員、お願いいたします。

○南雲委員 ありがとうございます。

私も、夏野委員のガイドラインないしはQ&Aには非常に賛成でございます。企業の中を見ますと、法務部があつて、セグリゲーション・オブ・デューティーズ上、そのリスクをミニマムにするための機能としてできてしまっているわけですね。当然、それは、社外の弁護士とか、司法書士とか、そういうところをヒアリングすると、なおさらコンサバティブのほうに振れていくという機能として設定されているわけです。

これに対して、官民で一緒にやっていくというときの官の役割として、これは大丈夫なのだというメッセージを出すトラストアンカーの役割を果たさないと、実効性は上がらないと思うのですね。シンボリックな、大丈夫だというメッセージを出すということで、ガイドラインないしはQ&Aを発出していただく。それがないと、結局、社内の誰かが自分の命を削って判子を押しにいくということになるわけです。これはあつてはならないと思うので、これは絶対にやっていただきたいと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

大槻委員、お願いします。

○大槻委員 ありがとうございます。

2点ほど、お願いします。

1点目は、先ほど来のデジタル化の民の商慣行のところにもガイドライン化というこ

となのですが、これはぜひお願いしたいと思います。できる限り、それに当たっては、2.

(1) で書いていただいている「民間と行政」、「経済4団体の協力を得て」というところも重要かと思っております。これから先、例えば、これでデジタル化を進めたとしても、会社ごとのフォーマットがあまりにも違っていると、先ほど菅原委員からもありましたけれども、対顧客のところでは接続が非常に難しくなったりとか、そういったことになりかねないので、同等程度のフォーマティイというか、フォーマットを統一するような形が望ましいのではと思っております。

もう1点、今回は経済4団体からの要望ということなのですが、一方で、個人の方々からしてもこの書面規制等について不便に思っておられることが多くあると思いますが、今回はそれが直接は反映されにくかったのかなという印象も持ちました。具体的には、先ほど西村大臣もおっしゃったマイナンバーなのですけれども、改めてデジタル化が非常に遅れていることを、個人の人たちが相当戸惑いを持って受け止めているのだと思います。もちろん今回の要望には間に合わないと思いますし、すぐに何かを変えることは難しいかと思いますが、せめて今回のこの混乱を機に、そのノウハウをため込んで、次のマイナンバーの活用のためのシステム化、アップグレード等に生かしていけるような施策を準備していただければと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員 整理いただきまして、ありがとうございます。

私も、こちらの整理に異論はございませんけれども、ちょっと付け加えさせていただきたいと思います。

まず、根本原則として、デジタル化で何ができるかではなくて、デジタルでできないこと、逆に言うと、デジタルが持たない価値をどうやって補完するかという、デジタル化をするんだと根本から考えるべきではないかと思っております。今回、コロナウイルスによる出社制限がきっかけではございますけれども、日本のデジタル化、効率化の、ある意味、ラストチャンスだと思って臨む必要があると思っております。

その点で、先ほど政府全体の措置に合わせるという回答も省庁から寄せられているというお話がございましたけれども、政府全体として、デジタル化を、これを機に社会の効率化を進めようとしていると捉えていただき、再度の検討を進めていただきたいと思っておりますし、国民も、国民のことだからとするのではなくて、社会的観点を促すのも政府の仕事ということで、文書の発信、QAなのか、ガイドラインかの発信をお願いしたいというのは、夏野委員や菅原委員なども御指摘のとおりでございますし、私もこれに賛同いたします。

また、網羅的にこれだけ考えていただいても、多分社会の中にまだデジタル化を阻害する紙の提出や押印を求める規定が入っているということが間々あるかと思っております。規制改革推進のホットラインになるのかほかの場所になるのか分かりませんが、引き続き

き、意見の提出先があることをぜひ積極的にPRしていただいて、政府、我々規制改革推進会議としても、継続的にこれに取り組んでいくのだという姿勢をお伝えいただければと思います。

また、判子が、ある意味、前時代の遺物としてやり玉に挙がっておりますが、押印をやめたとしても、紙の原本の提出が残っているのでは、行政のやり方として、あるいは、契約のやり方として、仕事のやり方としては、正直、変わっていないと思います。ファックスや紙で提出させて、データにまとめ直すということで作業が発生すればミスも出るということで、デジタル化をするんだということ、コロナは恒久的な改革のきっかけであるということで御対応をお願いできればと思っております。

以上です。

○小林議長 佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 よろしくお願いいたします。

先ほど来、ガイドラインの話が出ていますが、同様のガイドラインは多分地方自治体に対しても必要だと思います。地方自治体との契約に関しては、オンラインでも大丈夫とか、そういうデジタル化は可能なのだということは、制度的にはあるのだけれども、実際にどの程度普及しているかと言われるとかなり怪しいところがあるだろうという声も聞かれます。

よって、特に地方自治体、現場レベルでいくと、どうしても先ほどから出ていますように保守的に振る舞うことになると思いますので、ここまでは大丈夫なんだよということ、ガイドライン、さもなければ通知で示すべきかと思えます。

先ほども御指摘があったように思うのですけれども、これから各省庁に投げかけるときに、デジタル化あるいは判子レスができるかどうかではなくて、どうやったらできるようになるのかという環境整備を求めるという視点を加えるべきかと思えます。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

高橋滋委員、お願いします。

○高橋滋委員 どうもありがとうございました。

今回の事態の対応方針として適切なものを出していただいて、ありがたいと思っております。行政手続部会からこの問題に取り組んできましたが、不十分なところもあったと思います。この機会に一気にレベルを引き上げて、皆さんの御意見を、事務局とも一緒に協力しながら、行政手続の部分について実施していきたいと思っております。そういう意味では、ガイドラインとか、特にエンド・トゥー・エンドということで、最初から最後まで判子は要らない、書面が全部電子で完結するところを最終目標として頑張っていただきたいと思っております。民の部分も、先生方の御意見と同様で、ガイドラインの現状で可能なものを省庁で出させていただくことは極めて重要だと思います。

それに付け加えて、1点だけですが、社会を変えるということも重要だと思っていま

す。そういう意味では、先ほど夏野委員が民事訴訟法の話もされましたが、紙、判子、電子的な記録が基本法のレベルで同一の取扱いになっていない点にいて、長期的に、すぐに法務省に変えてもらうというのはなかなか難しいと思いますが、そういうところについて変えていただくことも必要だと思います。さらに、例えば、刑法についても、記名でも偽造になるのに、刑罰の名前が有印私文書偽造罪とされている。「有印」という言葉がまだ残っているということもあって、電子的なものと紙のところ、取扱いが究極的には同じところをもっていく、基本的なところも変えていくという姿勢はしっかり持っていただいて、今後、取り組んでいただければありがたいと思います。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

次に、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員 電子署名と押印の問題に関しては、2段階で進めていただくのがいいのかなと思っています。

第1段階としては、現行法制下で、できるだけガイドラインで方針を明確化してもらうことが、まずは1点、短期的なものとしてやっていただくのが重要だと思います。

ただ、2点目には、将来的な法改正をしていただく方向をきちんと迫っていったほうがいいのかなと思います。とりわけ押印の問題は民事訴訟法の改正が伴うのだと思いますけれども、これも、私が聞いているところ、2022年ぐらいに予定がされているということであれば、そこで法改正を束で出してもらう形で検討を詰めていただくことも検討に値するのかなと思っています。

成長戦略ワーキング・グループでも取り上げさせていただいていますので、ぜひ積極的に進めていただければと思っています。よろしくお願いいたします。

○小林議長 ありがとうございます。

大石委員、お願いします。

○大石委員 ありがとうございます。

今回は、非常に短期間の間にまとめていただいて、ありがとうございます。

今回、ヒアリング対象の中に医療機関はあまり入っていなかったと思いますが、冒頭の北村大臣のお話の中でもあったように、このコロナの中で医療機関及び医療界が非常にこの分野で遅れているということが如実に表れたと思うのですね。この業界は、非常に対面と印鑑とファックスの文化は残っていて、これがいろいろなことの足かせになっているかと思っています。

例えば、オンライン診療に関しましても、昭和23年に制定された医師法の第20条、無診療治療の禁止があって、その中で医師は診療しないで治療をしたり診断書を出してはいけないということが定められているのですけれども、診療しないというのは、イコール、対面で診療しないと同義になっているのですね。これがオンライン診療を促進するに当たって非常に大きな足かせになりました。また、今回のコロナの特例法の中でも、相変わらず、

オンライン診療で医師が患者さんを診る場所は医療機関にないといけないという場所の限定がされていたり、医師会等からはファックスで、また、保健所もファックスで書類がやり取りをされていますし、また、判子を押すためだけにクリニックに本社しなくてはいけないという状況もあります。

基本的には社会全体ですし、企業活動、行政活動からではありますけれども、医療機関についてもこういう課題があることを付け加えさせていただきました。

よろしく申し上げます。

○小林議長 ありがとうございます。

武井委員、お願いします。

○武井委員 ありがとうございます。

皆さんのおっしゃっているところとほぼかぶるのですけれども、まず、佐久間さんのおっしゃった商業登記の点は私も大変大事だと思います。本当にいろいろな押印がまだ残っていますし、そういった点も含めて見直していくべきだと思います。

またガイドライン、Q&Aの関連ですが、これは私も出すべきだと思っております。特に内容としては、押印がなくても、文書の真正の成立がこういう場合には保たれていますよということを幅広く示すこと。押印がなくなったからといって何でもかんでも電子署名という世界に行くわけでもありません。電子署名の中にもいろいろなグラデーションがありますし、また別に電子署名でなくても電子メールでPDFをつけてメールで送るとかもできるわけです。電子署名の世界の拡充も行われてよいのですけれども、電子署名以外にもいろいろな選択肢がある。そうしたいろいろな選択肢を示すことが、押印からの移行促進のためには重要なのだと思います。文書の真正性の認定は世の中の常識論みたいな部分が多分にありますので、そういうものをある意味で幅広く示すことが重要だと思います。かといって、そんなにだいたいそれガイドラインをつくるのでは時間がかかるでしょうから、本当に簡単な事例的なQ&Aでもよいので、示していただくことが大事かと思えます。その観点で、経産省、法務省、さらには電子署名の絡みがあれば総務省などにも関与していただいて、この国民での考え方のボトルネックをなくしていくことが重要だと思います。

またこのガイドラインやQ&Aは、国民レベルの話だけでなく、1つ目の官の関係の話でも大事だと思っております。要は、官も、その文書が本人の意思なのか、真正なのかどうか分からないから押印を求めているものがある。あるいはそこまでの深い理由があって押印を求めているわけではないものも多々あるかと思えますが。そうした観点でこのQ&Aとガイドラインは官との関係でも大事になってくるので、1の話を進めるということからも官のほうで示して、政府全体に対してもある程度考え方を共有して変えていっていただくことの契機にしていただくことが必要かと思えます。

以上です。

○小林議長 ありがとうございます。

次、最後になりましょうか。大塚副大臣、お願いいたします。

○大塚副大臣 ありがとうございます。

先程夏野委員からあったウエーバーの仕組みですけれども、これは多分個々の生徒の状況に合わせて現場で個別判断ができる仕組みではないかと思うのですけれども、例えば、この科目はこの子はもうできるので、もうちょっと上の学年のものを取らせてあげてもいいのではないかと、その単位をこの子は取らなくていいよねということ判断できるのは現場、その子が見えている現場にほかならないと思うので、そういう権限をちゃんと下ろしていくことが個別の習熟度別に対応していくということの肝なのではないかと思いましたが、その辺はよく研究してもらったほうがいいのかなと思います。

先程言っていたのは、インクルーシブは大事なのですけれども、インクルーシブといったときに話が混ざっているようにも聞こえたのは、例えば、数学や理科など個別の科目ですね。英語だったり、体育、芸術でもいいかもしれません。その個別の科目をインクルーシブだといってみんな一緒にやらせるというのは、またそれはそれで違う部分もあるのではないかと、その子に応じた対応をしなければいけないのではないかと思いましたが。インクルーシブは一つの社会スキルみたいな部分もあると思うのですよ。それを教育的にみんなにしっかり身につかせようということと、個別の科目の能力・スキルをどうやって伸ばしてあげようかということは、分けて考えないといけないのではないかと、聴いていて何となく思いました。

手を挙げていたのは、私も先ほどの日経新聞の記事のことなのですけれども、反応ぶりで少し心配になったのは、皆さん、委員から、これは早急に対応しないとイケないのではないですかということがあって、機会を見つけ出して対応していきたいとおっしゃっていたのですけれども、見つけ出すのではなくて機会をつくり出してすぐに対応していただかないといけないのではないかと思いましたが、これは本当に直ちに通達を打ってもらってもいいと思いますよ。

それから、実際に個別に現場でどういうふうに対応したらいいか分かっていないところが多いと思うので、こういうふうにとやったらできますよということ、ある程度、事例みたいなものをいっぱい流してあげる。オンラインでこういうふう学習しているというのは、例えば、動画を実際に録画してその授業を丸ごと提供してあげることも可能かもしれない。先生とそのクラスの生徒の了解が得られれば、こういうふう授業をやったらいいのではないですかという実際の実例を動画で先生に提供してあげることもできるだろうと思います。

PCがない子に行き渡っていないのが問題だということもおっしゃっていたのですけれども、これも先ほどどなたか御指摘があったと思いますが、できることからやるという観点からいけば、とにかく今は何をしなければいけないかと、3密を避けなければいけないので、みんなにクラスに集まってもらっては避けなければいけない。だったら、自宅でできること自宅でやってもらって、自宅にそういう環境がない子は学校に来てもらってもいいのではないですか。そういう子がほんの数人であれば、クラスの3密は解消されるわ

けですし、PCが今はないから全部やらないではなくて、できる子は家でやってもらって学校に来てもらってもいいですよという形でまずは始めれば、それで対応できる地域もあるでしょうし、全面的に来てもらわないという地域があったら、そこはそこでその地域だけ対応すればいいのであって、全員が行き渡っていないから全部できませんということではないのではないかと思います。そこをすぐやってもらわないと。今、全国の親御さんの間でオンライン授業はどうなのですかと聞くと、全く聞いていないですと、うちの学校がやるとは聞いていないですというところばかりだったと思うので、かなり今は強くメッセージを発信していかないといけないと思います。

少なくとも、この日経の記事が違うよ、こういう記事が流れたけれども間違いです、やってください、こういうふうにやればいいのですというものを直ちに機会をつくってやってほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○小林議長 副大臣、どうもありがとうございました。

これほどまでに皆さんの御意見が一致することは珍しいことではないかと思うほど、ガイドラインとQ&Aについては、皆さんにコメントを頂きました。本当にありがとうございました。

こういう訴訟リスクも含めて、フォレンジックの時代に、今頃何を言っているんだみたいな部分があるかと思いますがけれども、これは大チャンスなので、規制改革推進会議としては、一丸となって皆さんとともにこの変革を成し遂げるべく、前向きにがんがんにこうではないかとさせていただきました。しかし、少なくとも具体的に明確化しなければいけないのは、法務省、経産省、総務省も含めて、連名でやるのか個々にやるのかは別としまして、明確なる具体的なガイドラインあるいはQ&Aをやっていただくことかと思います。特に先ほどの商業登記の問題もありますし、押印、書面、この辺りをまずは第一弾として強く推すことと、当然、中期的な意味での民事訴訟法を含めた大きな形としての変革を裏打ちするという攻め方、あと、先ほど先生がおっしゃった個人、医療関係、どうも経済団体は最初の取っかかりということでございますけれども、今後、大きな幅広いところで展開していくということで進めていきたいと思っておりますので、皆さん、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、お時間が参りましたので、以上によりまして、今回の会議の議事は終了といたしたいと思います。

次回の会議日程は、後日、事務局からまた御連絡を申し上げます。